

証券コード 6839

平成27年6月9日

株 主 各 位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機株式会社

代表取締役 林 朝 則
執行役員社長

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.funai.jp/jp/investors/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社の主要市場である米国の景気は、年明け以降、西海岸港湾の労働問題や寒波などの影響から鈍化がみられたものの、全般的には回復傾向となりました。欧州の景気は、ロシア経済の低迷やギリシャ債務危機再燃の影響はありましたが、ドイツを中心に緩やかな回復基調がみられました。中国では住宅市場の悪化などから景気減速がみられました。わが国におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動に加え、天候不順の影響から景気回復ペースは緩慢な動きとなりました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,170億88百万円（前期比7.2%減）となりましたが、利益面につきましては、営業利益は5億64百万円（前期は54億65百万円の営業損失）、経常利益は19億24百万円（前期は22億53百万円の経常損失）、当期純利益は13億54百万円（前期は67億45百万円の当期純損失）となりました。

DVD・ブルーレイディスク関連製品やプリンターなど売上高の減少はみられましたが、在庫管理の徹底による効率化などに取り組んだことから損益が改善いたしました。

機器別の連結売上状況は、次のとおりであります。

<映像機器>

映像機器では、液晶テレビは横ばいとなり、DVD・ブルーレイディスク関連製品は市場の縮小から減収となりました。この結果、当該機器の売上高は1,723億67百万円（前期比5.9%減）となりました。

<情報機器>

情報機器では、インクカートリッジの増収はあったものの、プリンターの減収により、売上高は126億34百万円（前期比33.1%減）となりました。

<その他>

上記機器以外では、受信関連用電子機器が減収となったものの、オーディオアクセサリなどが若干の増収となり、売上高は320億87百万円（前期比0.1%増）となりました。

（機器別連結売上高）

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	172,367百万円	79.4%
情 報 機 器	12,634	5.8
そ の 他	32,087	14.8
合 計	217,088	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は30億14百万円、販売会社等は2億61百万円となり、当社グループ合計では32億75百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当民生用電気機器業界におきましては、4K等高解像化や大型化による液晶テレビ需要の拡大はみられたものの、DVD・ブルーレイディスク関連製品など市場低迷が続く中、スマートフォン、タブレット端末などこれまで牽引してきた製品にも陰りがみられるなど厳しい環境が続きました。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

① 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復が最重要課題と位置づけております。

（製品戦略について）

当連結会計年度は、売上高は主力の液晶テレビやDVD・ブルーレイディスク関連製品に加えプリンターなども減少し、前期比減収となりましたが、利益面ではP S I（仕入・販売・在庫）管理を一層強化し、コスト競争力のある製品を適切なタイミングで供給できる体制作りを行ったことから増益を達成いたしました。

なお、売上高の拡大のため、平成26年10月にパナソニック株式会社の子会社である三洋電機株式会社の北米におけるテレビ事業を承継したことに加え、平成27年2月には、Eastman Kodak Companyと全世界における「Kodak」ブランドのコンシューマー・スモールオフィス用プリンター製品及び関連消耗品の供給、配送、マーケティング及び販売活動・アフターサービスを担うライセンス契約を締結いたしました。

また、新規事業分野への展開も喫緊の課題との認識をもっており、Lexmark International, Inc. との合意により取得したインクジェット関連技術及び資産により、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきたインクジェットプリンター製品について、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売を含め自社リソースで完結できる体制が整い、当連結会計年度には自社開発プリンターの出荷を開始いたしました。

(市場戦略について)

米国市場への偏重リスクを回避するとともに、季節変動の影響を軽減して生産・販売の平準化と売上高の拡大が課題と考えており、メキシコなど中南米等の成長している新興市場の開拓を進めております。

当社グループでは、上記の各戦略を着実に実行するため、商品企画から開発、部材調達、生産、販売に至る部門間のタイムラグをミニマイズし、市場のニーズに的確に応えた製品をタイムリーに供給できるよう改善に取り組んでおります。

② 生産及び開発体制の強化

当社グループでは、中国生産依存のリスク回避を課題として、生産拠点の分散化を図ってきたことから同国での生産比率は低下傾向にありますが、まだ高い水準にあります。そのため、当連結会計年度におきましては、フィリピンにおいて生産子会社Funai Electric Philippines Inc.の工場が竣工し、早期の工場稼働に向けて準備を進めております。

開発面ではグループ全体の効率向上を、中国並びにアジア地域で引き続き進めております。

③ 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個人々の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (平成23年度)	第 61 期 (平成24年度)	第 62 期 (平成25年度)	第 63 期 (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	246,147	192,008	234,042	217,088
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	174	△355	△2,253	1,924
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△4,629	△8,542	△6,745	1,354
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△135円69銭	△250円38銭	△197円70銭	39円70銭
総 資 産 (百万円)	176,607	194,524	181,341	189,695
純 資 産 (百万円)	123,843	121,398	117,684	127,881
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,598円03銭	3,520円11銭	3,414円77銭	3,712円81銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
D X アンテナ株式会社	363百万円	91.40%	受 信 関 連 用 電 子 機 器 の 製 造 、 販 売 等
FUNAI CORPORATION, INC.	68.5百万US\$	100.00%	当 社 製 品 の 販 売
船井電機(香港)有限公司	115百万HK\$	100.00%	当 社 製 品 の 製 造

(注) 当社の出資比率については、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 名
映 像 機 器	液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ
情 報 機 器	プリンター、インクカートリッジ
そ の 他	オーディオアクセサリ、受信関連用電子機器

(8) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	大 阪 府 大 東 市	
	東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区	
国 内	製 造 販 売 子 会 社	D X ア ン テ ナ 株 式 会 社	神 戸 市 兵 庫 区
海 外	販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
		P & F U S A , I n c .	”
	P&F MEXICANA, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ	
	製 造 子 会 社	船 井 電 機 (香 港) 有 限 公 司	香 港

(9) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,604名	1,508名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 前連結会計年度末に比べ使用人が減少した主な理由は、中国における製造子会社である中山船井電機有限公司における情報機器の生産減少によるものであります。

(10) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付で、PHILIPSより当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日にPHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額の提示があり、当社は、平成26年10月1日に当社のPHILIPSに対する損害賠償請求金額の提示等を内容とする主張書面を国際商業会議所に提出いたしました。

その後、平成26年12月24日にPHILIPSより反論書面が提出され、PHILIPSからの損害賠償請求金額について変更がありました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式総数 36,130,796株
 (自己株式 2,011,665株を含む。)
 (3) 株主数 9,325名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
船井哲良	12,709千株	37.25%
公益財団法人船井情報科学振興財団	1,540	4.51
船井哲雄	1,079	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	902	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	680	2.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	551	1.62
THE BANK OF NEW YORK 133522	533	1.56
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	530	1.55
有限会社エフツ一	470	1.38
株式会社エフティ開発	470	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 3,835個
 (注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職その他権利行使の条件に基づき権利を喪失した数を減じて表示しております。
- ② 目的たる株式の種類及び数 普通株式 383,500株
(新株予約権1個につき100株)
- ③ 当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	区分	新株予約権の数	保有者数	1株あたり行使価額	行使期間
平成20年度第1回	取締役	20個	1名	1,609円	平成22年8月1日から平成29年7月31日まで
平成26年度第1回	取締役	90個	2名	1,296円	平成28年9月1日から平成35年8月31日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

平成26年10月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数 1,200個
- ② 目的たる株式の種類及び数 普通株式 120,000株
(新株予約権1個につき100株)
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権1個当たり129,600円 (1株当たり1,296円)
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
 平成28年9月1日から平成35年8月31日まで
- ⑤ 交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社取締役	160個	16,000株	3名
当社使用人	140個	14,000株	2名
子会社の役員及び使用人	90個	90,000株	3名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	船井 哲良	公益財団法人船井情報科学振興財団理事 公益財団法人船井奨学会理事長
代表取締役 執行役員社長	林 朝 則	
代表取締役 執行役員	前田 哲 宏	経営企画本部本部長兼新規事業部事業部長
取締役 執行役員	岡田 譲 二	開発技術本部本部長兼知的財産権本部本部長
社外取締役	米 本 光 男	株式会社ティー・ビー・エス研究所取締役副社長 セーラー万年筆株式会社社外取締役 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役
社外取締役	坂 内 義 明	ビー・ドットコム株式会社代表取締役社長
常勤監査役	石 崎 弘	
社外監査役	米 田 信 一	
社外監査役	盛 本 正 英	

- (注) 1. 平成26年10月2日付で代表取締役執行役員社長を次のとおり変更しております。
取締役 上村義一が代表取締役執行役員社長を辞任したことに伴い、取締役 林朝則が取締役副会長から代表取締役執行役員社長に就任いたしました。
2. 常勤監査役 石崎弘は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役 米本光男及び社外監査役 米田信一を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出しております。
4. 当社は、「指名委員会」及び「報酬委員会」（いずれも任意の委員会）を設置しております。各委員会の構成は以下のとおりであります。
- ・指名委員会：船井哲良（委員長）、林朝則、前田哲宏、岡田譲二
 - ・報酬委員会：前田哲宏（委員長）、船井哲良、林朝則、岡田譲二、米本光男

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上村 義一	平成26年11月11日	辞任	取締役

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、平成27年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

執行役員	船越秀明
〃	宇賀和男
〃	伊藤武司
〃	鎮西清司
〃	山本一彦
〃	足立元美

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取(うち社外取締役)	7名 (2)	85,921千円 (10,600)
監(うち社外監査役)	3 (2)	19,987 (10,400)
合(うち社外役員計)	10 (4)	105,909 (21,000)

(注) 1. 上記支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。

- ・取締役6名 10,475千円 (うち社外取締役2名 1,000千円)
- ・監査役3名 1,537千円 (うち社外監査役2名 800千円)

2. 上記支給額には、当事業年度にストック・オプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。

- ・取締役3名 436千円

3. 上記支給額には、平成26年11月11日付で退任した取締役1名分が含まれております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 坂内義明は、ビードットコム株式会社の代表取締役社長であります。当社は、ビードットコム株式会社との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 米本光男は、セーラー万年筆株式会社の社外取締役及びオリエンタルチエン工業株式会社の社外監査役であります。当社は、セーラー万年筆株式会社及びオリエンタルチエン工業株式会社との間には特別の関係はありません。
- ③ 当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係記載すべき事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会		監査役会	
	開催回数(回)	出席回数(回)	開催回数(回)	出席回数(回)
取締役 米本 光男	16	16	—	—
取締役 坂内 義明	16	16	—	—
監査役 米田 信一	16	16	13	13
監査役 盛本 正英	16	16	13	13

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

氏名	発言状況
取締役 米本 光男	取締役会に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地及び独立役員としての見地から意見を述べております。
取締役 坂内 義明	取締役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。
監査役 米田 信一	取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地及び独立役員としての見地から意見を述べております。
監査役 盛本 正英	取締役会及び監査役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地及び金融証券の専門的な見地から意見を述べております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 47百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 69百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちFUNAI CORPORATION, INC.ほか1社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案を株主総会の目的といたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には当事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「船井グループ企業行動憲章」及び「役員コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、取締役がとるべき行動を明確にし、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理する。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
損失の危機の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、各部署は、所轄業務に付随するリスク管理を行うとともに、組織的な管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保する。又、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役を導入する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「船井グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」において、使用人がとるべき行動を明確にし、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
又、通常の報告経路から独立した内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑥ 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「船井グループ企業行動憲章」を当社グループの役員及び従業員の行動基準とする。
又、グループ会社の重要事項については、「関係会社管理規程」により、グループ会社の自主独立を尊重しつつ、権限と責任を明確にし、グループ全体の業務の適正を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役会と協議のうえ、監査役会事務局を設置し監査役会を補助すべき使用人を配属する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役会の職務を補助すべき使用人が監査役会事務局に転出入する場合において、当該使用人の異動及びその人事考課については、監査役会の意見を尊重するものとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行の状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

又、監査役は、取締役、執行役員及び使用人に対し、「監査役会に対する報告に関する規程」に基づき、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実、その他、その職務を遂行するために必要と判断した事項の報告を求める。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行う。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、又、不備が発見された場合は、是正処置を講ずる。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。

取引先がこれらと関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消する。

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行う。又、役員、従業員が基本方針を遵守するように、関連諸規程において明文化するとともに、教育体制を構築する。さらに、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備する。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の月額報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の賞与は、監査役の協議により決定いたします。

なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金については、株主総会の決議により、取締役及び監査役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役については報酬委員会が、監査役については監査役の協議により決定いたします。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきます。

◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。又、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	154,775	流 動 負 債	51,378
現金及び預金	66,820	支払手形及び買掛金	31,625
受取手形及び売掛金	38,183	短期借入金	4,012
商品及び製品	26,398	未払金	11,944
仕掛品	1,455	リース債務	126
原材料及び貯蔵品	14,708	未払法人税等	485
繰延税金資産	2,245	賞与引当金	212
その他	5,352	製品保証引当金	1,228
貸倒引当金	△389	その他	1,743
固 定 資 産	34,920	固 定 負 債	10,435
有 形 固 定 資 産	21,306	長期借入金	6,683
建物及び構築物	10,055	リース債務	290
機械装置及び運搬具	2,990	繰延税金負債	1,345
工具、器具及び備品	1,722	再評価に係る繰延税金負債	226
土地	6,343	役員退職慰労引当金	1,093
リース資産	173	退職給付に係る負債	548
その他	19	その他	247
無 形 固 定 資 産	6,117	負 債 合 計	61,813
特許権	4,020	純 資 産 の 部	
その他	2,097	株 主 資 本	134,079
投資その他の資産	7,496	資本金	31,307
投資有価証券	2,814	資本剰余金	33,272
繰延税金資産	339	利益剰余金	93,840
退職給付に係る資産	1,716	自己株式	△24,341
その他	2,900	その他の包括利益累計額	△7,401
貸倒引当金	△276	その他有価証券評価差額金	421
資 産 合 計	189,695	為替換算調整勘定	△8,188
		退職給付に係る調整累計額	365
		新 株 予 約 権	142
		少 数 株 主 持 分	1,061
		純 資 産 合 計	127,881
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	189,695

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		217,088
売上原価		179,515
売上総利益		37,573
販売費及び一般管理費		37,009
営業利益		564
営業外収益		
受取利息及び配当金	311	
為替差益	1,570	
その他	475	2,356
営業外費用		
支払利息	187	
たな卸資産処分損	147	
その他	662	996
経常利益		1,924
特別利益		
固定資産売却益	150	
投資有価証券売却益	824	
関係会社株式売却益	134	1,110
特別損失		
固定資産処分損失	25	
減損損失	618	
営業所閉鎖損失	131	
その他	14	789
税金等調整前当期純利益		2,244
法人税、住民税及び事業税	635	
法人税等調整額	238	873
少数株主損益調整前当期純利益		1,370
少数株主利益		16
当期純利益		1,354

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	31,307	33,272	93,196	△24,341	133,435
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			483		483
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	31,307	33,272	93,679	△24,341	133,918
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,194		△1,194
当 期 純 利 益			1,354		1,354
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	160	△0	160
当 期 末 残 高	31,307	33,272	93,840	△24,341	134,079

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 子 約 権	少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	672	△17,495	△103	△16,925	132	1,042	117,684
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額						△11	472
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	672	△17,495	△103	△16,925	132	1,031	118,156
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,194
当 期 純 利 益							1,354
自 己 株 式 の 取 得							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△251	9,307	468	9,524	10	29	9,564
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△251	9,307	468	9,524	10	29	9,724
当 期 末 残 高	421	△8,188	365	△7,401	142	1,061	127,881

◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

船井電機株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結貸借対照表に関する注記、4. 偶発債務に記載のとおり、会社は、Koninklijke Philips N.V. より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立ての送達を受けた。これに対して会社は、Koninklijke Philips N.V. に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社グループの業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積ることが困難であり、会社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	71,818	流動負債	29,952
現金及び預金	24,518	買掛金	19,738
受取手形	29	リース債務	66
売掛金	41,493	未払金	6,574
商品及び製品	70	未払費用	3,104
原材料及び貯蔵品	4,668	未払法人税等	198
前払費用	1,287	預り金	166
繰延税金資産	1,417	製品保証引当金	98
その他	537	その他	5
貸倒引当金	△2,205	固定負債	8,180
固定資産	48,944	長期借入金	6,008
有形固定資産	7,173	リース債務	105
建物	2,767	繰延税金負債	961
構築物	42	役員退職慰労引当金	1,074
機械装置	29	その他	29
車両運搬具	0	負債合計	38,133
工具、器具及び備品	139	純資産の部	
土地	4,034	株主資本	82,204
リース資産	160	資本金	31,307
無形固定資産	4,647	資本剰余金	33,272
特許権	4,020	資本準備金	32,833
ソフトウェア	198	その他資本剰余金	438
リース資産	0	利益剰余金	41,966
その他	427	利益準備金	209
投資その他の資産	37,123	その他利益剰余金	41,756
投資有価証券	444	固定資産圧縮積立金	513
関係会社株式	31,489	別途積立金	23,400
長期貸付金	16,417	繰越利益剰余金	17,843
長期前払費用	960	自己株式	△24,341
前払年金費用	1,794	評価・換算差額等	282
その他	194	その他有価証券評価差額金	282
貸倒引当金	△14,177	新株予約権	142
資産合計	120,763	純資産合計	82,629
		負債・純資産合計	120,763

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		154,549
売 上 原 価		136,103
売 上 総 利 益		18,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,287
営 業 損 失		1,841
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	279	
為 替 差 益	1,789	
そ の 他	329	2,398
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	642	
そ の 他	199	900
経 常 損 失		343
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	824	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	134	959
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	13	14
税 引 前 当 期 純 利 益		601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	148	
法 人 税 等 調 整 額	105	253
当 期 純 利 益		347

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別積立金	途剰余金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	501	23,400	18,099	42,211	△24,341	82,449
会計方針の変更による累積的影響額								601	601		601
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	501	23,400	18,701	42,812	△24,341	83,051
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						25		△25	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△13		13	—		—
剰余金の配当								△1,194	△1,194		△1,194
当期純利益								347	347		347
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	11	—	△858	△846	△0	△846
当 期 末 残 高	31,307	32,833	438	33,272	209	513	23,400	17,843	41,966	△24,341	82,204

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	585	585	132	83,167
会計方針の変更による累積的影響額				601
会計方針の変更を反映した当期首残高	585	585	132	83,769
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△1,194
当期純利益				347
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△303	△303	10	△292
事業年度中の変動額合計	△303	△303	10	△1,139
当 期 末 残 高	282	282	142	82,629

◎ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田明	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広	Ⓡ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

貸借対照表に関する注記、3. 偶発債務、仲裁に記載のとおり、会社は、Koninklijke Philips N.V. より損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、国際商業会議所より同仲裁申立ての送達を受けた。これに対して会社は、Koninklijke Philips N.V. に対して損害賠償を請求する反対請求を国際商業会議所に申し立てた。これらの申立ては会社の業績に影響を与える可能性があるが、その影響を合理的に見積ることが困難であり、会社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

船 井 電 機 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 石 崎 弘 ㊟

社 外 監 査 役 米 田 信 一 ㊟

社 外 監 査 役 盛 本 正 英 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下、改正会社法という。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、現行定款第18条に補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定を新設し、当該補欠選任の有効期間を定めるとともに、就任した場合の任期を定めるものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことを受け、業務執行を行わない取締役についても、新たに責任限定契約を締結できるようにして、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第26条に所要の変更を行うものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 現行定款において規定している監査役の責任免除について、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持するための経過的な措置を附則として新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更その他の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会、取締役及び監査役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役会	2. 監査等委員会
3. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条～第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> (員 数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は3名以上とする。 (選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任 期)	
第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削 除)
2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u>	(削 除)
第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
2 <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u>	
第 32 条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会規程)</u>	(削 除)
第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>(報酬等)</u>	(削 除)
第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u>	(削 除)
第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削 除)
2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	(削 除)
(新 設)	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第 28 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>附 則 第 1 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計 算 第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第63期定時株主総会終結前までの監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役会の透明性を高めつつ、経営の効率化を図るため、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	ふな い てつ ろう 船 井 哲 良 (昭和2年1月24日生)	昭和26年4月 船井ミシン商会創業 昭和27年12月 株式会社船井ミシン商会代表取締役 昭和36年8月 当社設立代表取締役取締役社長 平成17年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成20年6月 当社取締役 当社執行役会長 平成22年6月 当社執行役員会長 平成24年6月 当社会長 平成26年10月 当社代表取締役会長（現任） （公益財団法人船井情報科学振興財団理事長） （公益財団法人船井奨学会理事長）	12,709,288株
2	はやし とも のり 林 朝 則 (昭和22年3月13日生)	昭和44年4月 当社入社 平成14年10月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年3月 FUNAI CORPORATION, INC. CEO 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年3月 当社AV統括本部本部長 平成20年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成22年6月 当社代表取締役 当社執行役員社長 平成26年1月 当社取締役 当社副会長 平成26年10月 当社代表取締役（現任） 当社執行役員社長（現任）	15,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
3	社外取締役候補者 よね もと みつ お 米 本 光 男 (昭和14年3月18日生)	平成7年7月 株式会社ティー・ビー・エス研究所 取締役副社長 (現任) 平成10年9月 当社社外取締役 (現任) 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 (現任) 平成24年6月 オリエンタルチェン工業株式会社社 外監査役 (現任) (株式会社ティー・ビー・エス研究所取締役副社長) (セーラー万年筆株式会社社外取締役) (オリエンタルチェン工業株式会社社外監査役)	100株
4	おおか だ じょう じ 岡 田 譲 二 (昭和29年8月27日生)	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 平成2年4月 同社主任技師 平成11年4月 同社半導体グループシステム L S I 事業部開発推進室長 平成15年4月 株式会社ルネサステクノロジーグロ ーバルマーケティング部長 平成16年2月 株式会社アプローズテクノロジーズ 代表取締役 平成17年12月 当社入社 平成19年4月 当社開発技術本部理事 平成21年10月 当社開発技術本部副本部長執行役員 平成22年6月 当社取締役 (現任) 平成23年6月 当社開発技術本部副本部長執行役員 平成26年7月 当社開発技術本部副本部長兼知的財産 権本部副本部長執行役員 (現任)	500株
5	社外取締役候補者 ばん ない よし あき 坂 内 義 明 (昭和29年8月3日生)	昭和54年4月 T D K株式会社入社 平成12年6月 テラロジックジャパン株式会社 (平成15年8月ゾーランジャパン株 式会社に社名変更) 代表取締役社長 平成17年6月 米国ゾーラン社カンントリージェネラ ルマネージャー兼日本地域セールス & マーケティング担当VicePresident 平成24年1月 当社顧問 平成24年6月 当社社外取締役 (現任) 平成24年7月 ビードットコム株式会社代表取締役社長 (現任) (ビードットコム株式会社代表取締役社長)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
6	まえ だ てつ ひろ 前 田 哲 宏 (昭和29年7月4日生)	昭和55年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年10月 同社パーソナル通信事業部テクニカルエンジニアリング部部长 平成14年4月 三洋テレコミュニケーションズ株式会社常務取締役 平成17年4月 三洋電機株式会社テレコムカンパニー副社長 平成18年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社執行役員ソーラー事業部長 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年8月 当社入社 平成25年1月 当社開発技術本部戦略技術部理事 平成25年4月 当社新規事業部事業部長執行役員 平成26年4月 当社経営企画本部部長兼新規事業部事業部長執行役員(現任) 平成26年6月 当社取締役 平成26年10月 当社代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 米本光男、坂内義明の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
 米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験による助言をいただくためであります。
 坂内義明氏は、企業経営及び新規事業の創造に関する豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくためであります。
4. 社外取締役としての在任期間
 米本光男氏の在任期間は本総会終結の時をもって17年であります。
 坂内義明氏の在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
5. 独立役員指定の状況
 当社は、米本光男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
6. 責任限定契約の締結状況
 会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役 米本光男氏及び同 坂内義明氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>こめ だ しん いち 米 田 信 一 (昭和12年5月15日生)</p>	<p>昭和37年4月 日綿実業株式会社(現双日株式会社)入社</p> <p>昭和62年7月 同社大阪本社電子情報本部第一部部長</p> <p>平成2年9月 米国ニチメン副社長兼シカゴ支店長</p> <p>平成3年5月 Navigation Technologies Corp.(現NAVTEQ株式会社)社外取締役</p> <p>平成7年3月 ニチメン電子部品株式会社代表取締役社長</p> <p>平成13年3月 東京電音株式会社代表取締役社長</p> <p>平成18年2月 NAVTEQ株式会社代表取締役</p> <p>平成22年5月 同社取締役</p> <p>平成22年6月 当社社外監査役(現任)</p>	一株
2	<p>【新任】</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>もり もと まさ ひで 盛 本 正 英 (昭和19年8月27日生)</p>	<p>昭和42年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>平成3年6月 同社取締役東京本部長首都圏西営業本部長</p> <p>平成7年9月 同社常務取締役大阪・近畿四国営業本部長</p> <p>平成11年4月 大和証券SMB C株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役専務大阪支店長</p> <p>平成13年6月 大和土地建物株式会社(現大和プロパティ株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成14年6月 大和サンコー株式会社(現大和オフィスサービス株式会社)代表取締役社長兼務</p> <p>平成19年4月 大和プロパティ株式会社特別顧問</p> <p>平成22年6月 当社社外監査役(現任)</p>	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
3	<p>【新任】</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>まき うら ひろ ゆき 牧 浦 弘 幸 (昭和22年6月1日生)</p>	<p>昭和45年4月 日綿実業株式会社(現双日株式会社)入社</p> <p>昭和56年7月 米国ニチメン・ロサンゼルス支店機械部 部長</p> <p>昭和63年8月 米国ニチメン・シカゴ支店カーエレクト ロニクス部部长</p> <p>平成2年4月 米国ニチメン・デトロイト支店支店長</p> <p>平成6年11月 ニチメン株式会社(現双日株式会 社)電子情報第二部部长</p> <p>平成11年7月 米国オハイオ州政府シニアトレー ドアドバイザー</p> <p>平成16年6月 フォスター電機株式会社取締役</p> <p>平成20年4月 同社執行役員 フォステクスカンパ ニー プレジデント</p> <p>平成22年4月 フォスター(欧州)株式会社副社長</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 米田信一、盛本正英、牧浦弘幸の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
米田信一、盛本正英、牧浦弘幸の3氏は、いずれも企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 監査役としての在任期間
米田信一、盛本正英の両氏は、現在当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。
5. 独立役員指定の状況
当社は、米田信一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
6. 責任限定契約の締結状況
会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役 米田信一氏及び同 盛本正英氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、監査等委員である取締役として 米田信一、盛本正英、牧浦弘幸の3氏が選任された場合には上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
補欠の社外取締役候補者 ばんないよしあき 坂内義明 (昭和29年8月3日生)	昭和54年4月 TDK株式会社入社 平成12年6月 テラロジックジャパン株式会社 (平成15年8月ゾーランジャパン株式会社に社名変更) 代表取締役社長 平成17年6月 米国ゾーラン社カントリージェネラル マネージャー兼日本地域セールス &マーケティング担当VicePresident 平成24年1月 当社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年7月 ビードットコム株式会社代表取締役社長(現任) (ビードットコム株式会社代表取締役社長)	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者 坂内義明氏は、補欠の社外取締役候補者ではありません。
3. 補欠の社外取締役候補者とした理由
坂内義明氏は、企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。なお、同氏は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、監査等委員である取締役以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 責任限定契約について
坂内義明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第58期定時株主総会において年額5億5千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額5億5千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4千万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものいたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役3名全員は、定款変更の効力発生に伴い任期満了による退任となります。つきましては、本総会終結の時をもって、監査役を退任される石崎 弘氏、米田信一氏及び盛本正英氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の原案どおりの効力発生を条件として効力が発生するものいたします。

退任監査役3名の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
いし	ざき	ひろむ	弘	平成24年6月	当社常勤監査役（現在に至る）
いし	石				
こめ	だ	しん	いち	平成22年6月	当社社外監査役（現在に至る）
こめ	米				
もり	もと	まさ	ひで	平成22年6月	当社社外監査役（現在に至る）
もり	盛	本	正英		

以 上

会場のご案内図

<会 場> 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
電 話 072 (870) 4303



<交 通> J R学研都市線 住道駅前 (南側ロータリー周辺)
より株主総会専用送迎バスをご利用ください。
(9時15分発・9時30分発の2便運行します。)

<お 願 い> お車でのご来場はご遠慮願います。
会場受付は午前9時より開始いたします。午前9時
以前はご入場いただけませんのでご注意ください。